

平成 2 6 年 第 3 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 平成 2 6 年 6 月 1 7 日

閉会 平成 2 6 年 6 月 2 0 日



熊本県芦北町議会

平成 2 6 年 第 3 回 芦 北 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

月 日	曜 日	日 程
6 ・ 1 7	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 （散 会）
1 8	水	休 会（議事整理）
1 9	木	休 会（議事整理）
2 0	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（6月17日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	3
3 欠席議員氏名	3
4 説明のため出席した者の職氏名	3
5 事務局職員出席者	4
6 開会 開議	13
日程第1 会議録署名議員の指名	13
日程第2 会期の決定について	13
日程第3 諸報告	13
議長諸般の報告	
行政報告	
日程第4 町長の提案理由説明	13
日程第5 一般質問	14
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	14
○竹崎町長答弁	16
○寺川企画財政課長答弁	17
○早川総務課長答弁	17
○楠原住民生活課長答弁	17
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	19
○寺川企画財政課長答弁	19
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	19
○山元建設課長答弁	20
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	20
○早川総務課長答弁	20
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	20
○早川総務課長答弁	21
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	21
○寺川企画財政課長答弁	21
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	21
○竹崎町長答弁	21
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	22

○楠原住民生活課長答弁	23
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	23
○竹崎町長答弁	24
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	24
(1) 荒川知章議員第1回目一般質問	25
○竹崎町長答弁	26
○早川総務課長答弁	26
(2) 荒川知章議員第2回目一般質問	26
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	27
○竹崎町長答弁	29
○山元建設課長答弁	30
○早川総務課長答弁	30
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	31
○山元建設課長答弁	31
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	32
○山元建設課長答弁	32
○竹崎町長答弁	33
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	33
○竹崎町長答弁	33
○山元建設課長答弁	33
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	33
○竹崎町長答弁	33
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	34
○山元建設課長答弁	34
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	34
○早川総務課長答弁	35
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	35
○竹崎町長答弁	36
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	36
7 散 会	37
第2号(6月20日)	
1 議事日程	41
2 出席議員氏名	42

3	欠席議員氏名	42
4	説明のため出席した者の職氏名	42
5	事務局職員出席者	43
6	開 議	44
日程第1	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第1号）	44
日程第2	報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	45
日程第3	報告第2号 簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書に ついて	46
日程第4	報告第3号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について	46
日程第5	報告第4号 水道事業会計の繰越計算書について	49
日程第6	報告第5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報 告について	49
日程第7	報告第6号 有限会社御立岬の経営状況の報告について	51
日程第8	議案第36号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第2号）	52
日程第9	議案第37号 芦北町総合計画策定条例の制定について	59
日程第10	議案第38号 芦北町振興計画策定審議会条例の一部を改正する 条例の制定について	60
日程第11	議案第39号 芦北町観光うたせ船保存条例の一部を改正する条 例の制定について	61
日程第12	議案第40号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制 定について	62
(一括議題＝日程第13から日程第14まで)		
日程第13	議案第41号 あらたに生じた土地の確認について	63
日程第14	議案第42号 字の区域の変更について	63
日程第15	議案第43号 字の区域の変更について	64
(一括議題＝日程第16から日程第17まで)		
日程第16	議案第44号 町道の路線廃止について	65
日程第17	議案第45号 町道の路線認定について	65
日程第18	同意第2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることに ついて	67
日程第19	意見第1号 公有水面埋立について	68
日程第20	議員派遣の件	68
(一括議題＝日程第21から日程第24まで)		

日程第21	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	69
日程第22	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	69
日程第23	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出……………	69
日程第24	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出……………	69
7	閉 会……………	69

平成26年第3回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年6月17日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

日程第4 町長の提案理由説明

日程第5 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 荒 川 知 章 君

3番 宮 内 道 則 君

5番 古 村 逸 男 君

7番 草 野 安 道 君

9番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

13番 藤 井 公 明 君

15番 水 口 宣 之 君

2番 坂 本 登 君

4番 寺 本 順 一 君

6番 白 坂 康 浩 君

8番 前 田 徹 一 君

10番 宮 尾 秀 行 君

12番 川 尻 成 美 君

14番 岡 部 恵美子 君

16番 寺 本 修 一 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君 副 町 長 藤 崎 正 司 君

教育委員長 澁 谷 百 鍊 君 教 育 長 竹 浦 裕 道 君

総務課長 早 川 純 一 君 企画財政課長 寺 川 健 一 君

税務課長 江 上 繁 君 住民生活課長 楠 原 清 照 君

福祉課長 宮 下 祐 一 君 農林水産課長 柳 田 豊 彦 君

商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	下 田 研 君	次長(課長補佐)	福 田 貴 司 君
--------	---------	----------	-----------

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会

期 日 平成26年3月17日（月）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合 2階講堂

議 案

- ・専決処分の報告及び承認について
（第1号）熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について（原案承認）
- ・物品購入契約の変更について（原案可決）
- ・平成25年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について（原案可決）
- ・平成26年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合条例の整備に伴う特別措置に関する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合し尿汲取手数料条例を廃止する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合し尿収集事業財政調整基金条例を廃止する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について（原案可決）

- ・水俣芦北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- ・水俣芦北広域行政事務組合特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

3 平成26年度熊本県町村議会議長研修会

期 日 平成26年5月13日（火）

場 所 熊本県市町村自治会館 講堂

議 題 講演「住民代表機関としての議会 ―その責務と将来―」

講師 駒澤大学法学部教授 大山礼子 氏

4 第39回町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成26年5月26日（月）～5月28日（水）

場 所 東京都 メルパルクホール

内 容 講演及びシンポジウム

「住民と歩む地方議会」

「これからの町村議会のあり方」

「地域づくりを考える」

「日本の政治経済の現状と今後の行方」

上記のとおり報告します。

平成26年6月17日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

芦町監第8号
平成26年6月9日

芦北町議会議長 寺 本 修 一 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成26年5月31日

3. 検査実施日

平成26年6月9日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,691,495,192 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,080,985,585 円
	歳入歳出外現金	41,994,258 円
	計	6,814,475,035 円
水道事業会計		266,209,921 円

議員派遣の結果報告

1 第38回町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 地方分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 東京都 メルパルクホール
- (3) 期 間 平成26年5月26日(月)から28日(水)までの3日間
- (4) 派遣議員 水口副議長
- (5) 内 容

5月27日(火)

(基調講演)

○「住民と歩む地方議会」

山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏

(シンポジウム)

○「これからの町村議会のあり方」

〈コーディネーター〉 山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏

〈パネリスト〉 北海道大空町議会議長 近藤 哲雄 氏

神奈川県大磯町議会議長 奥津 勝子 氏

長野県南箕輪村議会議長 原 悟郎 氏

熊本県御船町議会議長 岩田 重成 氏

5月28日(水)

(講演)

○「地域づくりを考える」

民俗研究家

結城 登美雄 氏

○「日本の政治経済の現状と今後の行方」

ジャーナリスト

後藤 謙次 氏

上記のとおり報告する。

平成26年6月17日

芦北町議会議長 寺 本 修 一

平成 26 年第 3 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	坂本 登	1 瀬戸石ダム湖 周辺の堆積土砂 の撤去について	5 月 16 日、私は日本共産党議員団（国会議員、県議員、関連自治体議員）の一員として住民団体と合同で「瀬戸石ダム撤去問題・球磨川の治水対策に関する要請書」を国交省に提出し要求に基づく交渉を行った。電源開発は、今年 10 月までに撤去工事計画書を提出し、国交省の許可を受け土砂撤去にあたることを交渉の中で明らかになった。その交渉を踏まえて以下質問します。 ① これまで、私が取り上げてきた電源開発に管理責任がある海路地区の平谷川、内木場川の土砂撤去についてお聞きします。電源開発が国交省八代工事事務所に提出する撤去工事計画書の中に平谷川、内木場川の土砂撤去工事を確実に入れさせることが必要だと考えます。そこで、平谷川については土砂撤去をすると回答しているが、今年の 10 月までに撤去工事計画書の中に入れて確実に撤去工事をさせるように申し入れて頂きたいが如何か。内木場川についても同じように申入れをして頂きたいが如何か。	町長及び 担当課長
		2 洪水時の簞瀬 地区の要望につ いて	① 簞瀬地区住民は、球磨川の洪水による災害時に県道が完全に浸水し、雨が止むまで陸の孤島になる。災害救助、病	町長及び 担当課長

	人、怪我人の対処等大変苦労し心配している。 洪水時の緊急の病人、怪我人の対処、救助計画等は町としてどのようなになっているか。 ② 球磨川流域の水害では、簗瀬地区住民が最も大きな被害を受けてきました。洪水時に土砂が道路上に残ったまま放置されている。以前は町の消防団で処理していたがダム湖周辺は電源開発が責任を持って処理すると明言している。町として申し入れるべきではないか。 ③ 洪水による災害時に備え県道（白石～和田口）の嵩上げをして欲しいという住民から強い要望がある。町として県に要望して欲しいと思うが如何か。	
3 介護保険制度見直しによるサービスについて	① 国は、要支援者が利用してきた現在の予防給付サービスのうち訪問介護や通所介護（デイサービス）を市町村が実施する新しい総合事業に移管するとしている。 現在、町の要支援 1，2 の認定者数は何名か。また、うちサービスを受けている方は何名か。 ② 訪問介護や通所介護（デイサービス）を市町村が実施する新しい総合事業に移管した場合、介護保険利用者にとってどんなサービス低下が起これと思うか。町が受け皿とな	町長及び担当課長

			ることについて不安や懸念・問題点は感じていないか。 ③ 国は、要支援者を介護保険給付から外し、各自治体に責任を押し付けようとしている。北海道の摩周湖で有名な観光と酪農の町・弟子屈町の徳永哲雄町長は要支援の方を保険給付から切り離し、市町村事業にするのは反対ですと明言しています。 自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について可能と答えた自治体はわずか17.5%です。医療・介護総合法案について町長の考えは如何か。	
2	荒川知章	1 町内全域への光通信開通に関する本町としての取り組みについて	光通信が町内全域に開通することにより、インターネットの利便性の増に加え、お悔やみ情報や町の情報等が家のテレビを通して、知りたいときに簡単に知ることができる環境が整うと思われるが、町内全域で早期に開通するよう町として通信会社に要請する考えはないか。	町長及び担当課長
		2 実家に定住する若者へ、家の増改築や新築に対する補助について	本町には木造住宅建築支援事業があるが、実家を離れて暮らす若者が多い中、過疎化や核家族化を防ぐために、実家に定住する若者に対して、家の増改築や新築に要する費用の一部を補助する新たな制度をつくる考えはないか。	町長及び担当課長
		3 町が発行する広報紙や封筒などに、町内企業の広告を掲載す	現在、町が発行する広報紙、または封筒等には広告の掲載はないが、町内企業の広告を掲載して広告収入を得るという考え	町長及び担当課長

		る考えについて	はないか。	
3	川尻成美	1 町営住宅の入居状況及び待機者の入居順位について	① 本町全町営住宅の入居状況はどのようなになっているのか。 入居を希望し待機している住民に対し入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。また、入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならないと条例にある。 ② 入居補欠者の入居順位はどのような規定になっているのか。 ③ 入居補欠者に対し公正な入居決定方法は考えていないのか。	町 長
		2 町広報あしきたの掲載写真について	町のスポーツ賞等に関する、町広報あしきたの紙面写真で町長・副町長・教育長が受賞者より中央に位置している。 ① 児童・生徒等受賞者を中央にして、両脇に位置するのが良識的であると考え。このことについて町民から批判も聞かされるがどうか。 ② 町長中心の広報あしきたとの声も聞くがどうか。	町 長 副町長 教育長

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

ただいまから平成 26 年第 3 回芦北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（寺本修一君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 123 条の規定により、3 番 宮内君及び 4 番 寺本順一君の二人を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定について

○議長（寺本修一君） 日程第 2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、6 月 20 日までとの答申をいただいております。本日から 6 月 20 日までの 4 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 4 日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸報告

○議長（寺本修一君） 日程第 3 「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、議席に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 町長の提案理由説明

○議長（寺本修一君） 日程第 4 「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会 6 月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては御出席を賜り、ありがとうございました。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、平成26年度芦北町一般会計補正予算に係る専決処分の承認1件、一般会計及び簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書、一般会計の事故繰越し繰越計算書及び水道事業会計の繰越計算書の報告並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告など、報告6件を提出しております。

また、平成26年度芦北町一般会計に係る補正予算1件、芦北町総合計画策定条例の新規制定、芦北町振興計画策定審議会条例の一部改正など、条例関係4件、新たに生じた土地の確認1件、字の区域の変更2件、町道路線の廃止、認定、各1件、合計10議案と人事案件1件並びに意見第1号といたしまして、県道二見田浦線改良工事に係る公有水面埋立について提案しております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（寺本修一君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

日程第5 一般質問

○議長（寺本修一君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は3人で、通告書はお手元に配付しております。質問時間は従来どおり、補助質問を含めて30分以内に制限します。

それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう願います。

なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、坂本君。

○2番（坂本 登君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の坂本登です。議長の許可をいただきましたので、持ち時間内で質問をいたします。

先の芦北町議会選挙で2期目の当選をさせていただきました。町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

今期、私は町議会議員として、一つ、町民の声と願いを行政と議会に届けること、二つ、建設的な提案で行政と議会を動かし、町民要求を一步でも二歩でも実現させること、三つ、町民目線でのチェック機能を発揮し、清潔・公正な政治を求めこと、この三つの点を議員活動の原点とし頑張るとともに、町民の中に広くお知らせし、町民の安全・安心、希望にあふれるまちづくりを目指して全力で頑張る決意です。今期もまた、執行部をはじめ、町職員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

国では、安倍政権になってから、経済を良くするためと、アベノミクスを大宣伝し、投資家や産業界の要望に応じた経済政策を現在も推し進めています。結果は一時的に株価高と円安現象が起き、一握りの大企業や大資産家、富裕層だけに新たな富をもたらしています。芦北町では多くの町民が円安によるガソリンの値上げや、食料品の高騰に加え、4月からの消費税8%への引き上げ、年金削減などで生活はますます苦しくなっています。さらに、国は消費税10%への引き上げの決断を年内にも行おうとしています。これでは物価が上がって、購買力は向上せず、家計や地域経済への景気が深刻になるだけです。国民の生活は、現役労働者は雇用不安と賃金の切り下げ、高齢者や年金生活者は相次ぐ年金の引き下げと医療・介護制度の見直しと、負担の増大によって将来への不安感や危機感が高まっています。

そこで、町民の暮らしを守る立場で三つの項目について質問いたします。明確な答弁をよろしく願いを申し上げます。

はじめに、瀬戸石ダム湖周辺の堆積土砂の撤去についてお聞きをいたします。私は、5月16日、日本共産党議員団、国会議員、県会議員、関連自治体議員の一員として、住民団体と合同で、瀬戸石ダム撤去問題、球磨川治水対策に関する要請書を国土交通省に提出し、政府交渉を行いました。この交渉の中で、電源開発は今年10月までに撤去工事計画書を提出し、国土交通省の許可を受け、土砂撤去にあたる事が明らかにになりました。

そこで質問をいたします。これまで私が取り上げてきた電源開発に管理責任がある海路地区の平谷川、内木場川の土砂撤去についてお聞きをいたします。電源開発が国土交通省八代工事事務所に提出する撤去工事計画書の中に、平谷川、内木場川の土砂撤去工事を確実に入れさせることが必要だと考えます。

そこで、前回、3月議会の私の質問に対し、企画財政課長の答弁では、1月15日、電源開発の方が来られて、管理責任として責任をもって対処しますと述べたということでしたので、平谷川については土砂撤去すると回答していますが、今年の10月までに撤去工事計画書の中に入れて、確実に撤去工事をさせるように申し入れをしていただきたいが、いかがでしょうか。内木場川についても、同じように申し入れをしていただきたいが、いかがでしょうか。お答えください。

二つ目の質問をいたします。洪水時の簞瀬地区の要望についてお聞きをいたします。①簞瀬地区住民は、球磨川の洪水による災害時に、県道272号球磨田浦線の簞瀬から和田口付近が完全に浸水し、雨がやむまで陸の孤島になります。災害救助、病人、怪我人の対処等、たいへん苦勞し心配しています。洪水時の緊急の病人、怪我人の対処、救助計画等は町としてどのようなになっていますか。お答えください。

②球磨川流域の水害では、簞瀬地区住民が最も大きな被害を受けてきました。洪

水時に、土砂が道路上に残ったまま放置されています。以前は町の消防団で処理していたが、ダム湖周辺は電源開発が責任をもって処理すると明言しています。町として申し入れていただきたいが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

③洪水による災害時に備え、県道272号球磨田浦線のうち、白石から和田口までの道路の嵩上げをしてほしいという住民からの強い要望があります。町として県に要望してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目の質問をいたします。介護保険制度見直しによるサービスについてお聞きをいたします。①国は要支援者が利用してきた現在の予防給付サービスのうち、訪問介護や通所介護、通称デイサービスを市町村が実施する新しい総合事業に移管するとしています。現在、町の要支援1、要支援2の認定者数は何名ですか。また、そのうちサービスを受けている方は何名ですか。お答えください。

②訪問介護や通所介護、通称デイサービスを市町村が実施する新しい総合事業に移管した場合、介護保険利用者にとってどんなサービス低下が起こると思われますか。町が受皿になることについて不安や懸念、問題点は感じていませんか、お答えください。

③国は、要支援者を介護保険給付から外し、各自治体に責任を押し付けようとしています。北海道の摩周湖で有名な観光と酪農の町弟子屈町の徳永哲雄町長は、要支援の方を保険給付から切り離し、市町村事業にするのは反対ですと明言しています。

中央社会保障推進協議会が昨年行った自治体アンケートでは、要支援者の自治体事業への移行について、可能と答えた自治体はわずか17.5%にとどまりました。このような、医療・介護総合法案について町長の考えをお聞かせください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、介護保険制度見直しによるサービスについての質問③についてお答えいたします。これにつきましては、2025年問題を見据えた医療・介護制度の大改革であると認識しております。町としては、これによりましてサービスが低下することのないよう万全を期してまいります。厚生労働省の推計によりますと、25年には75歳以上の高齢者が2,000万人を超え、さらに55年には全人口の25%を超える見込みであるとしております。これからも確実に高齢化が進んでいくことは紛れもないことではありますが、今後も医療並びに介護保険制度の適正な制度運営によりまして、町民の安全・安心に取り組んでまいります。

以下、残余の質問につきましては、担当課長より答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、私のほうから瀬戸石ダム湖周辺の堆積土砂の撤去についての御質問の①についてお答えをいたします。電源開発が提出する土砂撤去工事申請書は、国土交通省が管理する球磨川本流について提出されるものであり、平谷川及び内木場川は国土交通省の管轄外となるため申し入れる対象とはなっておりません。なお、3月定例議会で答弁したとおり、電源開発の責任において、平谷川については今年度、堆積土砂の撤去を行う予定であり、内木場川につきましては、来年度以降に堆積土砂の撤去を検討していることを確認いたしております。

続きまして、御質問の洪水時の簸瀬地区の要望についての②についてお答えをいたします。洪水時の道路に残った土砂につきましては、県や町が道路管理者としての責任において対応することが本来でありますので、特段の申入れは必要ないと考えております。なお、6月16日現在、区長への確認及び現地を調査しましたが、土砂の放置はされております。

次に、③についてお答えをいたします。県道の嵩上げにつきましては、これまでも球磨川上・中流改修期成会で、県知事並びに県議会への要望や、ダムによらない治水を検討する場などの機会があるごとに、国土交通省や県に対して要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 私のほうから、質問の要旨①の洪水時の簸瀬地区における緊急の病人、怪我人の救助計画等に関する御質問でありますが、お答えをいたします。この件につきましては、地区から直接要望は聞いておりませんが、大雨等の災害において、孤立は当地区に限らず、どの地区でも発生する可能性があります。もし災害が発生し、怪我人等の緊急搬送が必要な場合、または孤立して長期間に及び救出が必要と判断される場合は、消防署を経由し、防災ヘリ、ドクターヘリ、さらには自衛隊へ応援を要請することで、自衛隊ヘリでの救出も可能でございます。しかし、そのような事態にならないよう、災害が発生しそうな場合は、事前に避難を行うことが必要であり、町としても気象庁の予警報、土砂災害警戒情報などから、その地域に対し事前に避難準備情報等の伝達を行うこととしています。

以上で終わります。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 坂本議員の介護保険制度見直しに関する御質問に、2点お答えいたします。

まず、要支援1、2の認定者数は、本年4月末現在で、要支援1が389名、要

支援２が２２２名の、合計６１１名でございます。また、そのうちサービスの利用者数は、要支援１が２５８名、要支援２が１７１名で、合計４２９名となっております。

次に、訪問介護、通所介護等の御質問にお答えいたします。まず、国におきましては、現在、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、通称、医療介護総合法案が今国会で審議中であります。この法律案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進することを目的として、医療、介護に係る１９もの関連法が一括審議されており、当然この中には介護保険法も含まれております。

国会で成立しますと、平成２７年４月１日から施行され、予防給付の見直しは平成２９年４月、その他は平成３０年４月までに、全国すべての市町村で実施しなければならないこととされております。

議員が質問の中で申された新しい総合事業とは、この改正に係るものでございますが、これは現在、要介護１から５までを対象とした介護給付、要支援１、２を対象とした介護予防給付、それに地域支援事業、この三つで構成されておる制度の中で、介護予防給付から訪問介護、いわゆるホームヘルプ、通所介護、いわゆるデイサービスを地域支援事業へ移行させるというものでございます。

地域支援事業とは、要支援認定や要介護認定を受けていない地域のすべての高齢者を対象に、介護が必要とならないよう、予防や自立支援を行う事業であり、新制度ではその地域支援事業の中で、これまでの介護予防事業が新しい介護予防、日常生活支援総合事業として制度改正されるものでございます。したがって、介護保険制度あるいは介護保険事業特別会計の枠内での改革となるわけでございまして、議員が申された市町村が実施する新しい総合事業とは、介護保険制度から切り離された町の単独事業ということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。なお、この新制度になりましても、現在の財源構成は維持されものと国・県からの説明を受けているところでございます。

このようなことを踏まえ、本町においては、本年度が平成２７年度から平成２９年度までの３年を計画期間とする第６期の老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定の年になっておりますので、まさに議員御質問のそのような点につきまして、老人保健福祉計画・介護保険事業計画運営調整委員会等で、これから年末くらいまでにしっかり議論を尽くして、より良い計画を策定し、介護保険利用者の皆さまへのサービス低下を招くことがないよう、適切な介護保険事業の運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 大きな枠の2の③の答弁はありましたか。

○議長（寺本修一君） 答弁漏れはありません。坂本君。

○2番（坂本 登君） まず、瀬戸石ダム湖周辺の堆積土砂の撤去について、2回目の質問をいたします。

平谷川については、町との話合いで可能性があるという答弁でした。平谷川の土砂撤去は、電源開発の話によると、平成4年以来、22年ぶりになります。地元住民に話を聞きますと、土砂撤去されるのは安心するが、現在、住民が利用している橋の基礎部分にどんな影響が出るのか、町道の護岸があらわになり、護岸補修の課題が出てくるのではないかなどの意見があり、それらのことまで考えた工事を住民は望んでいます。町は、電源開発と撤去問題について、どのような話合いをしていますか。お答えください。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 平谷川の土砂撤去につきましては、今年の3月の議会の中でもですね、お答えをしたとおりでございますけれども、町が管理します平谷川の河川でございますので、今後、町に対します土砂撤去申請がですね、町に出されると、申請書が出されるということになります。その中で撤去の量でありますとか、撤去されます土砂の量でありますとか、あるいは方法、期間等につきましてはですね、その計画書の中で確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 前回の質問のときにも提示をしましたが、吉尾川のJR肥薩線の土台部分がえぐれて出たという事例もありましたので、そういうことが起こるかも分かりません、どうなるか分かりません。そういうところもしっかり視野に入れてですね、話合いをして工事を進めていただきたいと、このように思います。

簸瀬地区の要望①について、2回目の質問をいたします。簸瀬地区は陸の孤島になると申し上げましたが、実際、住民の皆さんから話を聞くと、「集中豪雨のとき、裏山から水が谷からあふれ、集落内の道を川のように流れていく。」、ある高齢者の方は、「家の裏山は石山で、2年前の集中豪雨では山から水が床下を流れて行った。」、さらに、「家の前は球磨川の水があふれて、逃げるに逃げられない。」と住民は言っています。簸瀬地区は瀬戸石ダム湖の洪水だけでなく、裏山の急傾斜地の崩壊による危険があるということが分かりました。

そこでお聞きします。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、急傾斜地崩壊危険区域の指定を簸瀬地区は受けていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） お答えいたします。

簔瀬地区は、集落ごと、急傾斜地崩壊危険区域箇所に指定を受けております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 簔瀬地区は周辺全体が裏の山も危険だし、前の球磨川も危険という集落であることが分かりました。

そこで、①について3回目の質問をいたします。2年前の洪水では2日間、孤立したが、町はどう対処したのか。町の防災計画では、吉尾小学校が避難場所となっています。しかし、集中豪雨のときは上流の市房ダムの放流により、約1時間30分以内で簔瀬地区まで濁流が達すると住民は言っています。しかも、市房ダムの放流の情報は、対岸の球磨村の外部スピーカーからの放送で知ることができると住民は言っています。町の防災マップでは土砂災害の危険があるときは、とにかく早期に避難を心がけてくださいとなっていますが、避難勧告が出ていないのに自主避難で吉尾小学校まで避難するのは現実的ではないと住民はおっしゃっています。簔瀬地区の現状から考えて、避難が極めて困難であると予想されます。こうした状況の中、地区住民が洪水により孤立し、救急車も来ることができない事態のとき、緊急の病人や怪我人にどう対処するか、地元住民は真剣に心配しています。

そこで、お聞きをします。先ほどの答弁で自衛隊のヘリ、またドクターヘリの要請なども考えているということでしたが、芦北町防災計画第20節輸送計画、7空中輸送で、ヘリコプター等による空中輸送は陸上及び海上の輸送により難しく、かつ緊急を要すると町長が認めたとき、熊本県防災ヘリコプター応援協定及び第3章第8節、自衛隊派遣要請計画に基づき実施するものとする防災計画ではなっています。それにヘリコプターの発着予定地は、吉尾小学校運動場となっており、洪水時、孤立した簔瀬地域では吉尾小学校運動場への陸上輸送は不可能であり、発着場所も含め、熊本県ドクターヘリの要請、活用の仕方などを検討する必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） 先ほども御答弁申し上げましたが、防災ヘリ、ドクターヘリ、さらには自衛隊のヘリ、空中による救出活動が可能となりますので、そういった対処の方法をお願いをしたいと考えております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 空中での輸送ということは、地区の上から引き上げるということですかね。そういうことですか。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） テレビ報道等でも御覧になっておられるかと思いますが、空中からですね、宙づりして救出活動を行うと、そのような方法でございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） これから先、そこまで考えている必要があると思いますので、どうぞよろしく。ヘリコプター、また緊急要請は、町長の判断というふうになっていきますので、是非とも、町長、よろしく願いをいたします。

洪水時、簔瀬地区の要望②について、2回目の質問をいたします。この道路の清掃及び撤去については、電源開発には責任はないというふうな答弁だったと思います。道路だけじゃなくてですね、住民の田んぼ、畑もあるんですね。そこも含めて国交省から瀬戸石ダム湖周辺、定期検査でA判定、堆積土砂により洪水の恐れ有りと明確に指摘されている瀬戸石ダム湖周辺の洪水による道路上または周辺の土砂撤去の問題ですから、電源開発に管理責任があると町は考えていませんか。お答えください。

○議長（寺本修一君） 寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 電源開発が申しますダム湖周辺という解釈につきましては、ダム湖に流入します支流、支川を含めて責任を持つということでありまして、ダム湖、いわゆる通常水が溜まる部分のことをですね、電源開発としては考えておりますので、ダムの上の部分ですね、水が溜まらない上の部分につきましては電源開発の責任ということでは考えてないということでございます。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） それでは、簔瀬地区要望③について、2回目の質問をいたします。私のミスで答弁がちょっと聞き漏らしてしまいましたので、どういう答弁だったか判断はしかねますが、私が調べたところによりますと、平成23年9月5日、第9回ダム被害の治水を検討する場のときに、町長から文書ではなく口頭で嵩上げの話があったということで、現在、県は白石～和田口間、設計段階であるということです。そこで、県道272号球磨田浦線、白石、和田口間の嵩上げについてお聞きをします。県道嵩上げ問題は、簔瀬地区の先ほどのことから分かるように、崩壊、または洪水による孤立状態、両方が危険という問題ですので、避難経路の確保という問題でも非常に重要だということを住民の話を聞いて実感いたしました。この現在、町長が口頭で話をしているわけですから、今、工事計画はどのようになっていますか。どの区間で、どのような工事計画で、完成時期はいつ頃になりますか、お答えください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

ダムによらない治水を検討する場で発言しました。口頭でといえば、さも軽いようなイメージを与えますけれども、口調は厳しく言っております。公式の場でありますので、これは記録として残されるわけです。そのほかですね、合同期成会要望、球磨川上中流域の期成会、川辺川ダム建設促進期成会等でも発言しておりますし、あるいは水俣芦北振興推進協議会、これは副知事を座長とする会議でありますけれども、ここでも強く要望をいたしております。それまでは県はこの件につきましては、明解な回答を示しておりませんでした。最近になりまして、検討してまいりますという回答をですね、お聞きしたところでありまして、これから具体的に詰め協議に入るのかと思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 町長は、町全体のことに県・国に強く要望されるというのはよく承知をしております。私も熊本県議の共産党の松岡県議に調べてもらい、県は予算を付けて設計段階だということでした。だから、3区画に分けてやるということです。是非とも避難経路として、片方には逃げれるというか、逃げれようには是非とも言っていただきたいと、このようにお願いをしておきます。

次に、介護保険制度見直しについて、2回目の質問をいたします。②について、もう一度お聞きをいたします。ただいま課長答弁によりますと、現在、国会で審議されている法案であり、国が検討し、自治体に投げかけるならば、自治体としても受け入れざるを得ない。その際、介護サービスが今より後退しないように、十分検討して計画をしたいという答弁だったかと思います。しかし、このような要支援者向け介護サービスを地域支援事業に置き換えるというやり方は、政府は要支援者は軽度だから保険から外しても大丈夫かのように言いますが、あまりにもでたらめです。要支援者の中には、認知症の人や、視覚・聴覚障害者など、緊急に専門的支援が必要な人が少なからず含まれています。閉じこもりなど、援助を拒否する人も多く、熟練した介護職員が繰り返し訪問する中で心を開き、援助につながる例も少なくありません。そのような支援はボランティアにできるものではありません。しかも政府は自立を支援し、重度化を防ぐとあって、要支援者向けサービスをつくったはず。保険外しは道理がありません。要支援者の保険外しは、かろうじて支援につながっていた人を孤立させ、自立した生活を奪うものです。重度化が進み、孤立死の危険も高くなります。

現在、芦北町の要支援者は611名、うちサービスを受けている人が429名と、先ほど答弁がありました。これから年々増加することが予想されます。法案が実施されれば、財源は今のままという答弁でしたが、人数が増加するわけですから、サービス低下しないように、どのような計画を考えていますか。もう一度お答えくだ

さい。

○議長（寺本修一君） 楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） お答えいたします。

新制度に移行するにあたりましてですね、いろいろ御懸念があると。そういうような中で、保険者といたしましてはですね、そのような不安を払拭していくという努力をすることはもちろんのことでございます。要支援者に対します訪問介護、通所介護につきましてですね、現在の一律の既存の事業者によるサービス提供、これからですね、NPOや民間事業者によるサービス、あるいは住民ボランティアによる支援などが加わりまして、取組が多様化されることとされております。これはですね、このような多様化をすることによって、これまで以上に切れ目のない支援体制を確立することで、在宅ケアを充実していくという、このような考え方でございますけれども、今後その体制の構築や運用につきましては、やはり保険者の力量が試されるということになろうかと思えます。

このようなことを踏まえまして、我が芦北町におきましては、この分野でもサービス低下を招かないよう努力することはもちろんのこと、さらなるサービス向上に努めますね、他の保険者の模範となるよう、常に利用者目線に立った取組を推進してまいりたいと考えております。これらを踏まえて、先ほど答弁申し上げました第6期介護保険事業計画案、計画策定の検討の中でですね、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） 自治体の裁量に委ねられるということで、まさに課長答弁ありましたように、サービスの向上をできるようにですね、非常にこれはもうできないと私たちは思っているんですが、町長もオンリーワンということを発揮してですね、しっかり各自治体の模範になっていただきたいと、このように思っております。

そこで、そうは言っても、やはりこの地方の自治体では非常に難しいということ前置きして、町長にお聞きを③について、2回目の質問をいたします。医療介護総合法案については、民主党政権が導入した介護予防日常生活支援総合事業により、既に一部の自治体でモデル事業として先行実施されています。今日、全国的に見て、この法案に沿った検討が各自治体施設等で行われています、先行実施した自治体をはじめ、全国的に介護サービスの低下なく、自治体が受け入れることは不可能であり、この間の予防給付の見直しに対して、見直しの撤回、予防給付の継続を求める自治体の意見書の採択の取組が広がっています。昨年12月には、全国44の市町村議会が意見書を採択、国に提出したと報じられています。

中央社会保障推進協議会が昨年行った自治体アンケートに対し、515保険者、

団体が回答しています。うち31.3%の保険者が予防給付を市町村事業に移し替えることは不可能と答え、その理由として財政上厳しい、必要な人材を確保できない、要支援者への影響が大きすぎるなど挙げています。自治体関係者からは、地域支援事業を予防給付の受皿として扱うことに関しては疑問を感じる、介護予防の効果がないという議論だけで要支援者への給付を抑制することには賛成できない、費用対効果という一面だけで物事を捉えて見直しを行うことは有益なことなのだろうかなどの意見が寄せられています。

先ほど町長、課長の答弁では、サービス低下はないように計画するとのことですが、高齢者介護予防の対象者が増加し、財政上もますます厳しくなっていく中で、3年先、5年先、10年先を見通したときに、サービス低下がしないように自治体としてやるというのは、とても信じがたいことです。このような事態にならないうちに、今のうちに国に対してしっかりと意見を上げてほしいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 質問の趣旨は十分理解できます。そういうことで、課長も答弁しましたように、今年いっぱいにはですね、老人保健福祉計画あるいは介護保険事業計画運営審議調整委員会でそういう御意見、お考えも含めまして、方向性を見定めていきたいというふうに思います。

○議長（寺本修一君） 坂本君。

○2番（坂本 登君） しっかりとした計画を立ててもらえることを願っております。

最後に、これまで申し上げましたように、介護保険については、国民の中に大きな不信・不安があります。2000年、介護保険ができたとき、高齢化を迎えるにあたって、保険制度にするなら老後が安心して迎えられということで、国民は早くから介護保険料を納めてきました。しかし、介護を必要になってきている多くの高齢者が、基準がどんどん厳しくなり介護を受けづらい、利用料の引き上げ、施設が少ないなど理由で閉め出されています。今回の介護保険制度の見直しは、自助・自立を土台に据え、全世代にわたる社会補償制度の解体を打ち出しているところに最大の特徴があります。現在の安倍政権の政治は、憲法9条の解釈見直しによる集団的自衛権の行使容認、原発再稼働、消費税10%への更なる増税など、国民の願いとは相容れないものがたくさんあります。

質問の最後に、町長に町民を代表して、町民の安全・安心、暮らしと健康を守るために、これらの国の問題に対しても、芦北町として国に意見を上げていただくことを強くお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 坂本君の質問が終わりました。

次に、荒川君。

○1番（荒川知章君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

私は、去る3月30日行われました芦北町議会議員選挙におきまして、多数の町民の皆様方の厳しい審判と選択によりまして当選させていただきましたことをまずもって心から感謝を申し上げる次第でございます。そして、その責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。初心を忘れることなく、町民の皆様の代弁者として、芦北町発展のために誠心誠意尽くしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、通告しております三つの問題について質問をいたします。一つ目は町内全域への光通信開通に関する本町としての取組について、二つ目は実家に定住する若者へ、家の増改築や新築に対する補助について、三つ目は町が発行する広報紙や封筒などに町内企業の広告を掲載する考えについてであります。

まず、町内全域への光通信開通に関する本町としての取組について質問いたします。本町には防災無線という素晴らしいものがございます。災害時に停電や配線が破損したとしても、無線により瞬時に災害情報等と呼びかけるシステムが整っております。また、お悔やみ情報や町の情報等も防災無線を通して町民の皆さまにお知らせする大切な役割も果たしております。防災無線は、町民の皆さまが安心して生活するのに必要不可欠なものだと痛感しております。

それとは別に、光通信が町内全域に開通することにより、インターネットで町のホームページ等を快適に閲覧することができ、また家のテレビと連動させることで、町の行事等の映像も町民の皆様にテレビを通して快適にお届けできることや、お悔やみ情報や町の情報等も知りたいときに簡単に知ることができる環境が整うと思われます。

現在、本町では昨年の11月から、市内局番が82、61、68、69の一部の地域では光インターネットのサービスが行われておりますが、そのほかの地域では導入されておられません。町内全域で早期に開通するように、町として通信会社に要請する考えはないかお尋ねいたします。

次に、実家に定住する若者へ、家の増改築や新築に対する補助について質問いたします。本町には、木造住宅建築支援事業というとても素晴らしい制度がございます。町民の多くの皆様には是非とも利用していただきたい制度です。しかし、本町に限らず、全国的な問題ではございますが、実家を離れて暮らす若者が多いという現状もあり、過疎化や核家族化が深刻な問題となっています。過疎化や核家族化を防ぐためにも、実家に定住する若者に対して、家の増改築や新築に要する費用の一部

を補助する新たな制度をつくる考えはないかお尋ねいたします。

次に、町が発行する広報紙や封筒などに、町内企業の広告を掲載する考えについて質問いたします。現在、本町が発行する広報紙や封筒には広告は掲載してございませんが、町内企業に限定して、また一定の審査基準を設けて広告を掲載し、広告収入を得て財源の一助となる考えはないかをお尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わらせていただきます。

なお、再質問は質問席よりさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 荒川議員におかれましては、初当選、初登壇でありまして、改めてお喜びを申し上げたいと思います。これからの御活躍を御期待申し上げます。さて、御質問にお答えをいたします。

通信事業につきましては、民間事業者が事業主体でありまして、採算性等を考慮してサービスの提供を行いますので、今後の進捗を見守りたいと考えております。

続きまして、家の増改築、新築等に対する補助につきましてはありますが、現在、木造住宅建築支援事業をはじめ、浄化槽設置整備補助金、太陽光発電システム設置費補助金などなど、家の増改築や新築に対しての補助金制度は充実していると考えておりますので、新たな制度をつくる考えは今のところございません。

続きまして、町が発行する広報紙や封筒などに、町内企業の広告を掲載する件についてでございますが、これにつきましては総務課長より答弁をさせます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） お答えをいたします。

自治体の広報紙等の広告掲載につきましては、熊本県内の実態を見ますと、メリット、デメリット、それぞれございますので、他の自治体の状況などを参考に、今後の課題とさせていただきます。

○議長（寺本修一君） 荒川君。

○1番（荒川知章君） 人口が約1万人の球磨郡多良木町では、多良木町光ブロードバンド整備事業により、多良木町全域で光ブロードバンドのサービスが提供されています。これは多良木町が光ブロードバンドの重要性を感じ、行っている事業であります。私は、町内各地域を回り、一人暮らしをされている高齢者の方がいかに多いかを痛感いたしました。光通信が町内全域に導入されることになれば、一人暮らしで寂しい生活をされている高齢者の方は、都会で暮らす子どもや孫たちと、家のテレビを通じて通話料無料でテレビ電話を利用することもでき、また最近では町内の病院に通うことができない山間地域の高齢者の方もいらっしゃいます。そういう方のために遠隔医療も提供できるようになります。光通信の環境が整った過疎地域に

拠点を移して、業績を伸ばした中小企業の事例等もございます。本町が今後発展していくため、また町民の皆さまに、より快適な生活を送っていただけるように、様々な事例を含め検討をしていただければと思います。

そして、第2点目に質問いたしました実家に定住する若者への家の増改築や新築に対する補助につきまして、資料によりますと65歳以上の人口が50%を超えている行政区が芦北町には16行政区ございます。限界集落という言葉がございますが、限界集落という言葉の定義は65歳以上の方が過半数以上を占める集落となっております。つまり人口100人の集落において、65歳以上の方が51人いた場合、この集落は限界集落ということになります。この定義に従いますと、本町には16の行政区が限界集落の定義に当てはまることになります。こういう深刻な問題に対応するためにも、実家に定住する若者に対して支援する新たな制度が必要と思われます。また、実家に若者が定住することにより、おじいちゃん、おばあちゃんと孫との交流も活発になり、文化の継承や教育の面でも果たす役割は大きいものになると思われます。

第3点目に質問いたしました町が発行する広報紙や封筒などに、町内企業の広告を掲載する考えについてですが、こちらにございますのが水俣市が使用しています水俣市役所発行の封筒でございます。水俣市でも市内の企業の広告を載せています。水俣市だけではなくて、熊本県庁の封筒にも広告の掲載がございます。また、熊本県庁では県庁内のロビーやエレベーター内でも県内企業の広告を掲載して、新たな財源として取り組んでいます。全国規模で見れば、さまざまな自治体が新たな財源として広報紙や封筒などに広告を掲載しています。また、自治体が運営するホームページにバナー広告を募集している事例もございます。本町としても財源の一助となるように検討していただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 荒川君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。11時10分まで休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午後11時11分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、川尻君。

○12番（川尻成美君） 最後の質問者となりました。午前中に終わるようでございます。じっくりと質疑したいと思います。

先の改選で再選することができ、初志貫徹、新たな気持ちでこの6月定例議会に臨んでおります。私は、町民の声、心を大事にし、町政はすべて町民のためにあるべきものという信念で今日まで議会活動をやってきました。

今回の一般質問は、その町民の声、心を伝えるべく二つの問題について質問をいたします。一つは町営住宅の入居状況と待機者の入居順位について、二つに町広報あしきたの掲載写真についてであります。

まず、本町における町営住宅の入居状況及び待機者の入居順位について質問をいたします。現在の全町営住宅の入居状況はどのようなになっているのか、詳細に説明をされたいのであります。

次に、本町の町営住宅管理条例の10条に、規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者の方に補欠として入居順位を定めて必要と定める数の入居補欠者を定めることができる。2項に、入居決定者が町営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、入居順位に従い入居者を決定しなければならないとあります。

質問の2点目は、入居補欠者の入居順位はどのような規定になっているのか質問します。

3点目は、待機している入居希望者、いわゆる入居補欠者に対し、公正で適正な不服のない入居決定方法は現行でいいものか、新たな考えはないのか質問します。

第2の質問は、町広報あしきたの写真掲載についてであります。毎月、広報あしきたが発刊されます。紙面作り、原稿作り、取材等々、担当者においては、たいへんな業務のことと察しております。町民意識アンケート、2千人調査によりますと、広報あしきた、まちだよりを読んでいると回答された方が72%強、時々読んでいる20.5%であり、ほとんどの町民が読んでいることになります。

そこで、平成24年4月号、この広報紙でありますけれども、この10ページ、11ページに、文化振興奨励賞、スポーツ賞受賞者と、町三役の写真が掲載されました。その折、ある町民から、「この写真をどう思いますか。」と問われました。「主催者である町担当者が受賞者……中央に位置し、堂々たる表情が写っている。良識的に考えておかしい。」と言われました。私は見てみましたところ、おっしゃることも分かるなというふうに感じておりました。広報担当者も町長をはじめ、二役に気を遣って、この掲載になったと思い、このことは言うことはしませんでした。しかるに、毎年、昨年の3月号、今年4月号と同じポーズで掲載されており、この機会に真意を伺いたく質問となったのであります。児童生徒や受賞者を中心として、せめて両枠に位置した中で写真におさまるのが良識であると考えのですが、町三役の方々の真意はどうか質問するものであります。

2点目は、この広報あしきたに町長自身が中心になった記事が目立つ、町長中心の広報紙ではないかと、随分前から聞かされております。この町民の意見に、町長、どう思われるのか質問します。私は、町長掲載の写真記事を否定するものではありません。そういう場面も必要であると考えます。すべては子どもたちのために、町民主役のまちづくりを提唱されておられる町長であります。また、長年の実績もあらわれます。我が芦北のためという思いで苦言を呈していることを申し添えて、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、町営住宅の件であります。①の入居状況と②の順位規定につきましては、事務的なこととなりますので、担当課長から答弁させます。

③の入居者の選定につきましては、芦北町営住宅管理条例等に基づき、入居者の決定を行っているところであります。

続きまして、町広報あしきたの写真掲載についてであります。なかなか面白い質問をしていただきます。最初、通告書を拝見しましたときに、現在まで6期、18年8か月、ベテラン議員の御質問かなと思ったところでございますが、そこで議長にですね、ちょっとお願いがあるんですが、この質問の要旨の中でですね、「町長、副町長、教育長が受賞者……」と、こういうふうに表示しております。この「……」というのは、外す、さしおく、あるいはそのままにしておくという意味であります。あるいは放っておくという意味であります。あの写真から見ても、この表彰制度の趣旨からしてもですね、子どもたちを放っておく、外すというですね、ことがどこから出てくるのかですね、私はこの質問の要旨にですね、この「……」という部分、誤謬があると思いますので、削除若しくは修正をされた後に御答弁をさせていただきます。

○議長（寺本修一君） しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時20分

再開 午後11時24分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

川尻君。

○12番（川尻成美君） 先ほどの町長の、私の通告要旨のほうに「……」という言葉は不適切であるということでありまして、私も普段使う言葉で表現しました。町長の気持ちも分かります。よって、「受賞者より中央に位置している」に変更い

たしますが、よろしいですか。削除をお願いします。

○議長（寺本修一君） 川尻議員より「・・・・」を「受賞者より」と「より」に修正で、納得いただけますか。よろしいですか。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） それでは、修正後の質問の要旨に関しましてお答えをいたします。

まず、町民からはいろんな声が私にもあります。それぞれ皆さんにも届くことかと思えます。まず、川尻議員にお願いしたいのは、一度表彰式に来ていただけてませんか。そして、現場を見てください。こういった雰囲気、こういった流れで、事が進んでおるのか、その最終的なですね、場面として記念撮影があるわけでありまして、写真一枚ですべてを判断していただくというのはいかなものかと思えますので、そのように御進言を申し上げておきたいと思えます。そこまで申し上げましたけれども、本編につきましては、編集責任者である総務課長より答弁させます。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） それでは、私からお答えさせていただきます。

質問の要旨①の町営住宅入居状況についてお答えいたします。まず、公営住宅につきましては、17団地572戸を管理しており、うち平成26年5月30日現在で、入居可能な空き家が4団地4戸あります。しかしながら、入居希望がない状況でございます。また、退去による空き家が6団地10戸ありますが、現在、畳替えや室内の塗り替え等の整備を行っています。整備には3週間程度を見込んでおりますが、このうち入居希望のある3団地4戸については、今後、入居選定を行う予定です。

次に、特定公共賃貸住宅につきましては、3団地65戸を管理しておりまして、現在、空き家はありません。

次に、質問の要旨②につきましては、新たに住宅を建設し、募集を行ったときには補欠入居者の順位を決めますが、通常は入居補欠者及びその順位は決めておりません。入居者の選考は待機者の中から芦北町営住宅管理条例第9条第1項の規定に基づき、住宅に困窮する度合いの高い者から決定しております。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） それでは、質問の要旨①の町長をはじめ三役の広報紙における写真の掲載位置に関するお尋ねでございますが、表彰式など式典後の記念撮影では、主催者が顕彰する意味においても、中央に位置することは社会通念上妥当なことだと考えます。

②の町長中心の広報あしきたとの声も聞くがどうかとの質問につきましては、地方自治体の長は、自治体や住民を代表する立場にありまして、自治体の広報紙であ

る以上、一定の露出は避けられません。今後、より一層町民に関心を持ってもらえるような広報紙作りに取り組んでまいります。なお、広報あしきたは、昨年度、第57回熊本県広報コンクールにおきまして、表彰を受けたところでございます。これは31町村のうち、受賞はわずか5町村で、外部からの客観的評価を受けております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それではですね、町営住宅のほうから質問していきませんが、事前に議長に資料要求をしてもらいまして、今答弁された状況を把握をしております。私も他町村の管理条例をインターネットで閲覧してみました。ほとんど変わりはないわけですが、私はこれに対してはですね、選考で書いてありますけれども、選考は町営住宅に入居するに値するか否かという選考を書いてありますよね。それは住宅に困窮している者しか入居申込みはしないんですけれども、それには制限があるよ、町には。所得制限とか、家族制限とか。それは十分この9条には分かるんですけれども、それじゃなくしてですね、ちょっと具体的にもっと言えばよかったかなと思うんですけれども、待機者の順位というのがありますよね。例えば具体的にはしおって聞きますけれども、整備中以外で、例えば射場団地が空き家が今ないんですけれども、5人の待機者がおられますよね。誰か退去、退出されて、空きます。これが一番重要だと思うんですけれども、空かれたときに、どういう選考順位を補欠者に対してですね、するのかというのが私の今回の一番の質問事項であります。そして、この中でですね、どういうことを今まで、執行された中にどういう形で執行されたのかというのをまずお聞きいたします。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 今、申されましたとおり、この住宅の困窮の状況によりましていたしております。一つずつ申し上げますと、住宅以外の建物または場所に住んでいる。一つ安全上危険または衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。一つ他の世帯と同居しているが生活上著しく不便である。一つ住宅がないため親族と同居できない。一つ住宅の規模、設備または間取りと世帯構成との関係から衛生上不適当な居住状態である。一つ正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。一つ勤務先から著しく遠隔地に住んでいる。一つ収入に比較して現在の家賃が著しく過重である。これらのことを総合的に見まして選定をいたしているところでございます。これを総合的に判断しましてと申し上げましたのは、要するにこれで行きますと、勤務地から著しく遠隔地に住んでいる方よりも、総合的ですから、住宅以外の建物または場所に住んでいるとか、そういう方が上位に上がってくるかと判断しております。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そう答えていただければ、そういう順位かなと。例えば、この5人の待機者の中で、それに困窮する順位が一番高いという方から入れますよということで、今、私は答弁を理解をいたしました。そうであれば、全員クリアをしますよね、この中にはですよ。だから、一番順位が高いという、困っている方から入れますよということなんですけれども、はっきり言うて不満があるわけですよ。不満があるというのは、俺が先に、申込みは先にしとったのに、その方が入ったとか。だから、そこで待機者がですね、いろんな不満を伝えておられると思います。私以外でもほかの議員もそういうことも聞いたと思います。私は、そういうことを住宅に入りたいんだけどと言われてときには、はい、それでは建設課の住宅のほうに行って、まず自分が入りたい中での条件を言われるから、それにまずして、何人待機者があるのか、それだけは調べとったほうがいいですよという、その紹介しかしないんですけれども、そういう中で、あら、もう誰か入っとらす。俺が一番順番は早かったがという声があるものですから、そういうのを納得する方法とかは何かないのかなと、それをやっぱ私は一番重要視しないといけないんじゃないか、要するに説明責任なんですよ。あら、俺よりも遅かったがという方も多々おられますし、これはやはり誰かに頼めばすぐ入られたとか、入られた本人からも聞くんですよ。だから、そういうことの改善の中にですね、ほとんどが住宅に不自由している方ですので、私が思うのは、空き家が出たら、その待っておられる待機者を全部寄せて、抽選にしたりとか、聞き取り調査ではほとんど全この近隣の市町村は抽選という方法が一番ベターだから抽選をやっていますという方向で私は調査をしているんですけれども、このことについていかがですか。最終的には町長の声も聞きたいんですけれども。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 住宅に困窮された方が申込みに来られます。その折には、申込書でもって、一応その方に説明申し上げまして、希望される団地を2団地は書いていただくようにはしております。それから、先ほど申しました困窮の状況とかの調査を裏面に掲載しておりまして、それぞれの住宅の家賃等も入られたら収入で変わりますので、だいたいこれくらいですよとか、そんな資料も差し上げて説明はいたしておるところでございます。それから、空き家があるかどうかというのもですね、ここは今も入れますという答えはしておりませんが、ここをされたら順番が早く来るかも知れませんよという、そういう情報提供はしているところでございます。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 担当課レベルでですね、あのような姿勢で臨んでおるといことは御理解いただきたいと思います。これからもよりですね、公平性を保てるように、住民の皆さんが納得できるような対応を考えてまいりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこでですけれども、一番長く申込みをされておられる方はどれくらい待たれているのか、そういう具体的なことが分かればお教えてください。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今、具体的資料を持ち合わせませんけど、町営住宅にも申し込んで、また別途、民間にも申し込む、複数申し込まれてですね、民間に建てられたり、あるいは家を建てたりされてですね、申込書はそのままにしておられるということで、3年、4年、5年経ってですね、問い合わせをすると、実はほかにも申し込んでおったのでということでございますので、なかなかいろんなケースがあるみたいでありますけれども、後刻、その資料はですね。ありましたか。そういうことも実態としてはあるということでもあります。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 最長の待機者は、平成23年2月に申込みがございまして、3年を経過しております。また、長期の待機者には、必要に応じて入居希望の意思確認を行っているところでございます。平成23年の申込者は3件でございまして、2団地に及んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私も長く申し込んでいるけれどもという方が、入居できなかったからという、隣町に行かれて、人口減になった例も知っておりますし、この人口減に非常に四苦八苦している中で、やはり町営住宅の定住というのは必要不可欠であるというふうに痛感をしております。よって、整備等をですね、されているところもありますし、それに待機者もあるようでございますので、やはりよそのところを言えば、あまり皆さん方は嫌がられるんですけども、やっぱりうちのオフトーク、防災無線等でですね、空きました、募集しますのとかいいろいろするところもあります。やはり私はいつも言っているよう、公正・公平、適正・適法ということが政治の要諦だというふうに思いますし、やはり全員が不服の、不満のない、何か誰かを使うと入れるとか、そういうことが出ないようにやっぱりやってもらわんとですね、非常にやっぱりこのことについてはシビアな町民もおられますので、町長、あと一回お願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 空き家情報、空き室情報等につきましてはですね、今後、方法

を考えまして、町民の皆さんにお知らせすると、あるいは希望される方にお知らせする、そのようなことを考えてみたいと思います。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この住宅に対しては最後になりますけれども、合併してから
の住宅マスタープラン等の見直しは、お尋ねしますが、ないんでしょうか、ここに
ありますか。

○議長（寺本修一君） 山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） これは当時作ったまま、18年度に作った10か年計画が
まだ継続中でございます。それから、建替え等につきましては、芦北町公営住宅等
長寿命化計画でこれは廃止する団地、それから建て替える団地を計画しているところ
でございます。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は、14年の5月5日にストック計画、これは合併前のし
か持ってないものですから、配付してないんでしょう、議員には。議長より配付し
てもらうように、特に今回、建設経済の委員になつとる。

「必要な方だけ渡してください。僕のは要りません。」と呼ぶ者あり

○議長（寺本修一君） それじゃあ必要な議員には資料準備をして配付をしたいと思
います。引き続いてお願いします。川尻君。

○12番（川尻成美君） 是非、この住宅については、住民の声が届いてですね、不服
のないようなやつを望んでおります。

次に、町広報紙の写真掲載についてありましたが、私も19年になりますが、こ
ういう質問をしてと町長も何か言われまして、私ははっきり言って、こういうのは
大事なことだというふうに感じております。これももう見られますので、どこの市
町村も見ておりますが、はっきり言いまして、後ろに控えたりとかしてあるのがほ
とんどでありますし、広報担当に聞きましたら、ほとんど控えるようにしている
という答えが多かったものであります。これは私、良識的という言葉を使いましたの
で、町長から、何か言われるかなと思ったんですけども、これはやっぱり何です
かね、どういうように言うのかな、やはり謙虚者とか、これを私は広報紙に載せる
んじゃないくて、受賞者のみを載せたりとか、そうしたほうがいいのかなと、好感度
があるのかなというふうなことも思っているものですから、ほかのところはそうし
てあるところもあります。要するに、掲載する場所がですね、ちょっとあまり圧迫
して威圧感が感じられるんですよ。だから、そういう町民の声があったのかなと。
それが3年、もうずっと前からありますけれども、3年続いてですね、こうあるも
のですから、そして副町長は22年から登壇、登壇しております。私が調べてみま

したら。前は一番最初の頃は教育長のみでございましたけれども、あと、町長が、だんだんエスカレートしてきているようでございますけれども、はっきり言って私はですね、笑うことじゃないと思いますよ。町民の声が、私も大分見せましたもん。そしたら、何も言わんで、これはどう思うて聞いたらですね、やっぱりそう言われますもんね。それを伝えるべく、私は尊敬する町長でございますので、やっぱりですね、そういうことはやっぱり誰か苦言を呈してくれて、一般質問じゃなくてですね、してくれてるのかなと思いますけれども、あえてこう申し上げる次第でございますので、たいへん広報の担当はですね、取材から何からたいへん苦労しておられると思うし、やっぱりそういう中で町民主役だから、広報紙の一番の大事なものは何なのか、伝えたいということは何なのかということを考えますと、どうかなということもあります。クローズアップしたい広報担当かもしれませんけれども、そういう思いでこういう質問をするわけでございますし、メディア等は、はっきり言うて、どうであろうかなというふうに思っておりますが、一回聞いてみようかなと思いますけれども、そこでですね、表彰を受けましたと言われましたよね。表彰を受けました。広報あしきたが表彰を受けましたと、総務課長、言われましたよね。何月号をクリニックに出されて表彰を受けられたんですか。総体的にですか、ちょっと教えてください。

○議長（寺本修一君）　しばらく休憩します。

—————○—————

休憩　午前１１時４７分

再開　午後１１時４８分

—————○—————

○議長（寺本修一君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

早川総務課長。

○総務課長（早川純一君）　お答えいたします。

昨年９月、１０月、１１月号分が広報の表彰の対象になっております。以上です。

○議長（寺本修一君）　川尻君。

○１２番（川尻成美君）　分かりました。後で私も見てみたいというふうに思います。

非常にお金も、広報紙かかりますし、カラー刷りでありますし、議会のほうもカラーの予算を付けてもらいましたので、非常に見やすいのかなと思います。冒頭申し上げましたように、９０％以上の方が読んでもらえるということであれば、いろいろ賛否両論出てくるのではないかなというふうに思いますので、我が町のですね、素晴らしいまちづくりのためにこの広報紙があるものと思いますので、それを申し上

げてですね、ちょっと町長答弁したいようでございますけれども、すればまた何かいい勝ちどきを得られるような感じがしましたけれども、どうぞ。

○議長（寺本修一君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 笑い事じゃないとおっしゃいましたが、壇上でも川尻議員は笑ったし、今でも笑っておられるわけでございますので、知事表彰を芦北町も何度か受けました。知事が中心です。要はですね、その表彰制度そのものが意味があるわけでありまして、例えばこのスポーツ・文化の奨励賞につきましても、熊本県の町村では我が町だけなんです。我が町だけ。町村の中では。あと、熊本市がもっておりますけどね。そういう制度そのものを一つですね、今後この制度によってスポーツは振興しとるのか、文化は発展しとるのかということをごすね、是非一つ研究していただきたい。そして、この傾向はどうなっとるのかということをごすね、表彰式において、私は子どもたちのこの1年間の活躍にですね、敬意を払いながら、そして激励をいたします。そして、その相応の成果を上げた子どもたちを讃えます。その結果、記念写真を撮ろうということとなっております。あとはですね、編集部、編集担当でやりますから、これはどっちかということごすね、執行権の領域に入ってこられますよ。我々は認められた予算の中で事業を認めていただいてやるわけですから、そのへんはですね、ちょっと御考慮ください。そして、川尻型枠の創立記念日のときは、社長は片隅で写られますか、真ん中ですね。会社の中心は従業員であります。社員であります。今の理屈から言うと、あなたは端っこで写るべきであります。あるいは写ってはいけないということになりますので、またあと一言、また多分言われるでしょうけれどもね、まあそういうことで知事においても、総理大臣表彰においても、この配列は社会通念上、妥当とされておるところでございます。そういうことで、しっかりとこの制度そのものをですね、お考えいただきたい。良識的であるということに絡まればせんかなとお話を申し上げましたが、実はそれについても勉強しております。しかし、またこれはもうやめておかさすけれどもね、優れた見識のことをですね、良識というわけでありまますので、今の川尻議員の質問が優れた見識に基づく御発言とはですね、いかかなという思いを私は素直に思いました。屈託のない意見交換でいいじゃないですか。はい。以上です。

○議長（寺本修一君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は屁理屈のような感じが、私の会社の名前まで出されましたが、それは民間ですので、会社のお金を使っていますので、それはそれでいいんじゃないですかね。私は撮ってはおりませんけれども、町長、やっぱり品格とか人格をよく言われる町長でありますので、今、答弁されたことはですね、会議録にも永久保存されますし、議会だより等にも載りますので、これは町民が判断するし、

私もこういうことでありましたよていうことはお伝えしますので、そのほうでいいのではないかというふうに思っております。

時間が少々余りましたけれども、これで終わります。

○議長（寺本修一君） 以上で、一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（寺本修一君） 本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

—————○—————

散会 午前 11 時 53 分

平成26年第3回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年6月20日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
平成26年度芦北町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 報告第 1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2号 簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 4号 水道事業会計の繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について
- 日程第 7 報告第 6号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 日程第 8 議案第36号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第37号 芦北町総合計画策定条例の制定について
- 日程第10 議案第38号 芦北町振興計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 芦北町観光うたせ船保存条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第40号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- （一括議題＝日程第13から日程第14まで）
- 日程第13 議案第41号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第14 議案第42号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第43号 字の区域の変更について
- （一括議題＝日程第16から日程第17まで）
- 日程第16 議案第44号 町道の路線廃止について
- 日程第17 議案第45号 町道の路線認定について
- 日程第18 同意第 2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 意見第 1号 公有水面埋立について

日程第 2 0 議員派遣の件

(一括議題＝日程第 2 1 から日程第 2 4 まで)

日程第 2 1 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 2 2 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 2 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第 2 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員 (15 人)

2 番 坂 本 登 君
4 番 寺 本 順 一 君
6 番 白 坂 康 浩 君
8 番 前 田 徹 一 君
10 番 宮 尾 秀 行 君
12 番 川 尻 成 美 君
14 番 岡 部 恵美子 君
16 番 寺 本 修 一 君

3 番 宮 内 道 則 君
5 番 古 村 逸 男 君
7 番 草 野 安 道 君
9 番 元 山 秀 志 君
11 番 平 松 洋 一 君
13 番 藤 井 公 明 君
15 番 水 口 宣 之 君

3 欠席議員 (1 人)

1 番 荒 川 知 章 君

4 説明のため出席した者の職氏名 (18 人)

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教育委員長	澁 谷 百 鍊 君	教 育 長	竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長	早 川 純 一 君	企画財政課長	寺 川 健 一 君
税 務 課 長	江 上 繁 君	住民生活課長	楠 原 清 照 君
福 祉 課 長	宮 下 祐 一 君	農林水産課長	柳 田 豊 彦 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	山 元 信 作 君
上下水道課長	坂 口 俊 司 君	会計管理者兼 会 計 室 長	一 丸 喜八郎 君
田浦基幹支所長	野 口 博 司 君	教 育 課 長	本 山 昭 君
生涯学習課長	藤 井 哲 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	鶴 山 秀 生 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 下 田 研 君 次長(課長補佐) 福 田 貴 司 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（寺本修一君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

荒川君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

平成26年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（寺本修一君） 日程第1、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成26年度芦北町一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、5月15日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正につきましては、平成26年5月13日に発生いたしました町道海路上原線の大規模落石に伴う緊急対策費として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ538万円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億4,238万円とするものでございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。予算書の7ページをお開きください。

款7土木費です。目3道路新設改良費の538万円は、災害防除工事を行い、町道を復旧させるための工事請負費でございます。

次に、歳入につきましては、6ページを御覧ください。

災害防除工事にかかります538万円につきましては、前年度繰越金を充当するものでございます。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第2、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について、平成25年度芦北町一般会計補正予算の第4号第2条及び第5号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

平成25年度芦北町繰越明許費繰越計算書、この繰越事業につきましては、先の12月議会及び3月議会の中でそれぞれ繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。

款2総務費の公共施設耐震補強事業から款10災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの8件の合計2億2,057万3,500円を翌年度へ繰越しをいたしております。

財源内訳は、既収入特定財源が1億609万8,000円、国県支出金5,366万800円、その他、これは受益者分担金になります、337万5,000円。一般財源が5,743万9,700円でございます。

主な繰越理由につきましては、事業実施に伴う協議等に時間を要し、適正工期が確保できないもの、また国の経済対策に伴い予算化したものの、適正工期が確保できないなどの理由のため繰越しをしたものでございます。

繰越しをした8事業のうち、5月までに災害復旧事業が完了し、契約済み及び入札済みが5事業、残り2事業につきましても完了に向け進捗が図られております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第2号 簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第3、報告第2号「簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） 報告第2号、簡易水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計補正予算の第1号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

この繰越事業につきましては、先の3月議会の予算の中で繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。

款1簡易水道費の田浦地区簡易水道改修事業の1億3,223万8,000円を翌年度へ繰越しをいたしております。

財源内訳は、国庫支出金4,244万4,000円、地方債8,480万円、一般財源499万4,000円でございます。

繰越理由につきましては、国の経済対策に伴う事業で、簡易水道費補助金を活用して予算化しましたが、適正工期が確保できないために繰越しをしたものでございます。

工期につきましては、6月18日に請負契約を締結し、年度内の完成に向け今後進捗を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。

-----○-----

日程第4 報告第3号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第4、報告第3号「一般会計の事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 報告第3号、一般会計の事故繰越し繰越計算書について、平成25年度芦北町一般会計予算において、事故繰越しにより翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

平成25年度芦北町事故繰越し繰越計算書、款5農林水産業費の農業基盤整備促進事業につきまして、本事業の地下水位制御システムの工事に使用する特殊機械が県内外の需要の増加により調達が遅れ、3月末までに完成しないため、873万2,400円を翌年度へ繰越しております。

財源内訳につきましては、国県支出金533万4,000円、その他、これは受益者分担金でございます、52万3,944円、一般財源が287万4,456円でございます。

工事につきましては、既に完了いたしております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 事故繰越しというようなことでございますけれども、1,800万余の事業の中で、これまで969万3,000円を実施して、地下水位制御システムの工事に使用する特殊機械が購入が、無いというようなことで、遅れたというようなことでございますけれども、事業の内容について、もう少し詳しく説明を担当課長よりお願いしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 農林水産課のほうから御説明をいたします。

本案につきましては、今、計画的に進めております農業基盤整備促進事業という国庫補助事業を使いまして、農地の水田の乾田化を図り、裏作の定着を図るという目的のために年次計画をもって行っておる事業であります。そのうちの豊岡工区におきまして、このような事態が発生をいたしました。

実は、測量設計を昨年8月30日から10月11日までの予定で発注をいたしました。その測量設計の調査中に、岩盤に石が多くて、漏水が発生する恐れがあるということが判明をいたしましたので、委託契約を中断をいたしまして、漏水の透水検査をいたしました。そのために設計の契約が12月20日までずれ込みました。その後、年が明けて1月6日に工事を契約、発注をいたしまして、そのときには工期は3月19日ということで契約をいたしました。請負業者は、契約の直後、この事業に使う機械が特許のある品物でありまして、すぐには調達できないという

のが分かっておりましたので、契約直後から調達の動きを見せておりますが、どうしても全国的な、先ほど企画財政課長から話がありましたようなことで、機材が足りないというふうなことが判明をいたしました。それで、そのようなことを県に報告をし、どうしたらいいかということで調整をした結果、国のほうも経済対策等で全国的に労務者、機材等が不足しているから、事故繰越し等については柔軟に対応するというようなこともありまして、そのようなことを受けて事故繰越しの手続きをとったという次第でございます。以上でございます。

○議長（寺本修一君） 寺本純一君。

○４番（寺本順一君） 説明によりまして、大まかに事業の内容がつかめましたけれども、測量を８月から委託して実施したというようなことでございます。期限が３月１９日というようなことで、どうしてもこの機種が手に入らないという理由で繰越しというような、事故繰越しというようなことでございます。

８月に事業に入ったわけでございますけれども、補助事業の関係もあるでしょうし、いろいろあろうかと思っておりますけれども、まあ期間的には当初予算に予算化して、１年間という時間もあるわけでございますので、今回はこういう機種の納入ができないと、無いというような事態のようでございますけれども、一応、今後できればですね、このような事故繰越しというのはないほうが一番いいわけでございます。普通、事故繰越しといいますと、一般的には天災による事故による繰越しというのが主でございます。こういった事業の内容に対する繰越しというのは希であろうかと思っておりますので、まあ今後の見通しはどうなのか、そこらを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（寺本修一君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） ただいま測量設計の工期の点を御指摘いただきましたけれども、ここは水田でございます。どうしても現地を調査するのは、稲刈り後でなければできないという事情がございますので、８月３０日に契約はしたものの、稲刈りを待って調査に入ったという事情がございますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

それと、事故繰越しにつきましては、御指摘のとおりでございますが、この機材が調達できないということが、避けがたい事故に当たるかどうかということについては、相当議論をいたしまして、ＯＫだという回答を得ましたので、このような手続きを取ったということでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第3号を終わります。

-----○-----

日程第5 報告第4号 水道事業会計の繰越計算書について

○議長（寺本修一君） 日程第5、報告第4号「水道事業会計の繰越計算書について」を議題とします。

本案の報告を求めます。坂口上下水道課長。

○上下水道課長（坂口俊司君） 報告第4号、水道事業会計の繰越計算書について御説明申し上げます。

平成25年度芦北町水道事業会計予算にかかる繰越しについて、別紙のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの表で御説明をいたします。

平成25年度芦北町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の繰越額は款1資本的支出、事業名、建設改良事業2,144万1,000円を翌年度へ繰り越しております。

財源は、建設改良積立金などの内部留保資金でございます。

繰越理由につきましては、平成25年度事業の旧城山配水池解体工事において、旧城山配水池は国史跡の佐敷城内に位置している関係上、文化庁との協議に時間を要したため、工事の発注時期が遅れ、年度内の施工が困難となったため繰り越したものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号を終わります。

-----○-----

日程第6 報告第5号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第6、報告第5号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 報告第5号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成25年度の営業報告について申し上げます。資料3ページを御覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園管理運営の一部業務が行われております。

利用状況は、県立あしきた青少年の家が514団体、延べ6万9,342人で、前年度より492人増加しております。これはフォトコンテストなどの企画事業による増加であり、また、閑散期の対策としてグラウンドゴルフ大会の共催、星空観測体験教室などが実施されております。

芦北海浜総合公園につきましては、入場者数が延べ3万2,092人で、前年度より2,428人増加しており、ゴールデンウィークや夏休み期間中の展望レストランの営業、かき氷販売などを実施されております。

平成25年度の事業実績は、総収入1億1,090万6,356円、当期末処分利益は115万4,275円となっております。

なお、6ページの損益計算書に記載のとおり、税引前当期純損失129万6,649円となっており、これにつきましては食中毒による営業の一時自粛、また弁当支給等によります経費の増額によるものであります。

そのほか貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、7ページから販売費及び一般管理費など、9ページに利益処理がございますので、後ほど御覧いただきければと思います。

最後に、平成26年度の事業計画について申し上げます。資料11ページになります。

県立あしきた青少年の家の施設管理業務委託につきましては、平成24年度から5年間の県との長期継続契約になっており、あしきたマリンサービスも「ひとづくりくまもとネット・三勢共同体」との3年目の契約締結がなされております。

利用者数は、近年の少子化などの社会情勢、また平成25年度の決算状況を踏まえまして6万2,000名と見込まれております。

また、芦北海浜総合公園におきましても、利用者の増加を図るためのサービスの向上に努めるとしてあります。

12ページから収支計画を記載してありますので、御覧いただければと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） これは報告ですのであれですけども、損益計算書で売上原

価のほうで当期製品製造原価が前年比５００万円ほど上がっておりますよね。だから、利益が前年よりも少なくなっているんですけども、なぜでしょうか。分かれたらちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 配付いたしております報告書の８ページを御覧いただけたらと思いますけれども、こちらに製造原価報告書の内容が掲載してございます。ただいま御質問の内容につきましては、例えば材料費の中にあります材料仕入高、こちらが２，２５３万２，９１７円、対前年比１３２％という、５５２万６，８４９円ほど一応増加しておる、これが大きな理由でございます。これにつきましては、先ほど報告書の中で申し上げましたけれども、２日間の食中毒を受けまして、営業停止がございました。自主的にですね、１０日間ほど、一部食堂の営業を自粛されまして、その折に弁当を朝・昼・夜支給をされました。その弁当が約６，７００食に及びまして、その分の仕入れが増加しておるところでございます。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これで報告第５号を終わります。

—————○—————

日程第７ 報告第６号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（寺本修一君） 日程第７、報告第６号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案の報告を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 報告第６号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づきまして、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成２５年度の営業報告について申し上げます。資料３ページを御覧ください。

利用者総数は、前年度比９６％の４４万５，１６４人でありました。部門別利用者総数につきましては、公園で１１万８，５８６人、温泉センターで１２万５８人、物産館では２０万６，５２０人でありました。

平成２５年度の事業実績につきましては、総収入で２億７，３１９万４，４３４円、当期純利益は４２９万３６１円となっており、これは前年度より１８７万４，３６３円増額しております。

部門別売上高は、公園で前年度比111.1%の6,421万6,000円、温泉センターで前年度比123.4%の7,431万9,000円、物産館で前年度比102.7%の1億3,465万8,000円となっております。

全体の利用者は減少いたしておりますけれども、公園では宿泊施設の利用増を図るため、宿泊優待券などの取り組み、また海水浴場売店のテナント化を実施され、また温泉センターにおきましても各種優待企画の実施、オリジナル商品などの販売に取り組まれました結果、公園事業部として経費削減により黒字決算となっております。

また、物産館におきましては、地元の特性を活かした品揃え、レストランでの新メニュー開発などが行われておりまして、経常利益はオープン以来、黒字計上となっております。

そのほか貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、7ページから販売費及び一般管理費などの報告書がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、平成26年度の事業計画について申し上げます。資料12ページになります。

本年度より、公園事業部では公園施設の整備と話題性のある事業への取組としまして、主要事業を公園事業部内で初めて独立させ、主力事業として位置づけられております。物産館事業部では、情報発信の拡大で集客力のアップを図るとあります。

13ページから物産館事業部の具体的行動計画、14ページから15ページにかけてまして、年間の収支計画、16ページから公園事業部の具体的な行動計画、17ページから19ページに年間収支計画を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（寺本修一君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これで報告第6号を終わります。

—————○—————

日程第8 議案第36号 平成26年度芦北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺本修一君） 日程第8、議案第36号「平成26年度芦北町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第36号、平成26年度芦北町一般会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,673万円を追加し、総額を99億8,911万円とするものでございます。

主な補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明を申し上げます。予算書の7ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費です。目15まちづくり推進費の負担金補助及び交付金の42万7,000円は、3月24日に財団法人地域社会振興財団から内示通知がありました告地区棚田保全協議会への長寿社会づくりソフト事業費補助金でございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費です。目1社会福祉総務費は、臨時福祉給付金事業の事務手続きの変更に伴います予算の組替えでございます。

次に、目4高齢者福祉費の11万6,000円は、災害時の避難行動要支援者名簿及び支援計画策定のために新たに設置する避難行動要支援者対策協議会の委員報酬10万3,000円と、費用弁償1万3,000円でございます。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費です。目3環境衛生費の工事請負費1,985万1,000円は、女島活力推進センター環境学習公園の第2期工事として、グラウンドの芝張りとは花公園の客土などに伴います工事請負費でございます。今回、女島環境学習公園を早期にオープンし、住民に御利用いただくため、補正予算を計上したものでございます。

予算書は8ページになります。

款5農林水産業費、項1農業費です。目3農業振興費の負担金補助及び交付金55万6,000円は、デコポン簡易ハウス整備に対する農業施設化設置事業補助金40万6,000円と、多面的機能支払交付金の創設並びに農地・水保全管理支払交付金の廃止に伴います交付金の組替え並びに増額でございます。

次に、目10中山間地域総合整備事業費の公有財産購入費7万6,000円は、平成25年度に完工いたしました田浦鶴田工区の換地に伴います道路・水路用地の取得費でございます。

次に、項3水産業費です。目3漁港建設費743万2,000円は、牛の水漁港の残土処理にかかる処理委託料539万4,000円と、残土搬出の変更に伴います改修工事費203万8,000円の増額でございます。

次に、款6商工費、項1商工費です。目3観光費の使用料及び賃借料27万5,000円は、矢城メガソーラーへの見学者用仮設トイレの借上料でございます。

次に、目4芦北海浜総合公園管理運営費の委託料644万3,000円は、4月

1日付けで内示通知がありました社会資本整備総合交付金に伴います海浜総合公園施設長寿命化計画策定調査業務委託料でございます。

次に、目5御立岬公園の613万2,000円は、電話交換機の故障に伴います修繕料61万6,000円、緊急雇用創出基金事業によりますITを活用した技術習得事業委託料485万6,000円と、現在使用しておりますPOSシステムレジスターの故障に伴いますシステム借上料66万円でございます。

予算書は9ページになります。

款8消防費、項1消防費です。目3消防施設費の工事請負費521万8,000円は、消防防災施設整備費補助金が4月18日に交付決定されましたので、それに伴う防火水槽設置1基分の追加にかかる工事請負費でございます。

次に、款9教育費、項3中学校費です。目2教育振興費の20万4,000円は、平成26年度において国が実施します人権教育研究推進校に佐敷中学校が指定されることに伴う報償費2万1,000円、旅費7万8,000円、需用費7万7,000円、役務費1万円、備品購入費1万8,000円の必要経費でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。予算書は6ページをお開きください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金です。目4消防費国庫補助金は、防火水槽整備事業にかかる消防防災施設整備費補助金260万8,000円でございます。

目6商工費国庫補助金は、海浜総合公園の長寿命化計画策定調査にかかる社会資本整備総合交付金300万円でございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金は、緊急雇用創出基金事業にかかる商工費県補助金485万6,000円でございます。

次に、項3県委託金は、人権教育研究推進事業にかかる教育費委託金20万円でございます。

次に、款18繰越金は、一般財源としまして前年度繰越金3,563万9,000円を充てております。

最後に、款19諸収入は、雑入として長寿社会づくりソフト事業費交付金42万7,000円を計上いたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。平松君。

○11番（平松洋一君） 8ページでございます。芦北海浜総合公園管理運営費、公園施設長寿命化計画策定調査業務委託料が計上されております。これは国の関係があると思いますが、中身につきまして、もう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えをいたします。

芦北海浜総合公園はオープン以来13年が経過しておりまして、施設の経年劣化によります今後の修繕がですね、修繕費の経費が喫緊の課題かなというふうに思っております。今回、国土交通省所管のですね、本事業を活用いたしまして、今回お願いをしております長寿命化計画策定業務を実施したいというふうに思っております。この計画の中身につきましては、現在、公園施設の計画的な維持管理の方針及び施設の健全度と緊急度を調査・策定するものでございます。それにつきまして、認められました施設、遊具の改築、取替え等に、国より経費2分の1が助成されるという補助事業でございまして、なお今回の委託調査につきましても、委託費の2分の1が国の補助よりいただくことで、現在進んでおります。本事業を実施しますことによって、町におけますコストの削減と、公園にお出でいただきます皆さん方の利用者の安全・安心な提供を行いたいということが目的としております。以上です。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 今回、国の国交省の補助事業を利用するということでございますが、芦北海浜公園が今回、この名乗りを上げておられるわけですね。芦北町には、先ほど報告がございましたが、御立岬公園がございまして、先ほどの報告で入園者数も44万人を超えておりますし、海浜公園については3万人台ということで、規模的には御立岬が圧倒的に多いわけですが、先ほど施設の、まあ13年経過をしているから老朽化をとということですが、今後その御立岬等も同じような考えでですね、この計画策定の予定がありますか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えいたします。

ちょっと説明不足であったと思いますけれども、本事業につきましては、都市公園事業が対象になっておることになっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（寺本修一君） 平松君。

○11番（平松洋一君） ということは、御立岬も含めての考え方でいいですか。今、私の質問は、御立岬公園もですね、今回、多分国ですから、時限立法的な、恐らく平成25年度に上げなければならないような予算措置じゃなかったのかなと思いますが、そうすると、今回海浜公園だけを一応上げてですね、御立岬公園はまたずれ込んでくると。これに上げられないということも考えられますので、そういうことについては考えておられますかと。御立岬公園についても含めて、芦北町全体の公園ですから、考えておられますか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） お答えいたします。

先ほど申しましたのは、補助事業上ですね、都市公園として認定された事業、公園のみが一応この国土交通省の今回の補助の対象の公園ということをお理解いただければと思います。それとまた、申されました御立岬公園を含めました、その他の公園につきましても、毎年度ですね、担当者と協議をいたしまして、計画的な維持修繕の予算措置とかを行いまして取り組むようにはやっております。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。草野君。

○7番（草野安道君） 9ページの防火水槽設置工事ですが、ここは何箇所か地区名等をちょっと教えていただければと思います。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） お答えいたします。

告の漆川内地区1基、40t級を現場内で予定をしております。以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、今、平松議員の質問がちょっとかみ合わなかったもので、私のほうから質疑しますけれども、要するにこの委託には海浜公園だけしか含まれてないということでしょうかということをお尋ねします。そういう事業については、今度は国から来る事業は予算は半分なのかというようなことだと思いますので、その点をもう一回確認します。

それと、私の本質問はですね、7ページであります。款3項1目4の高齢者福祉費の中で、報酬費が出ております。避難行動要支援対策協議会委員の報酬というのが出ております。これですね、昨日、読売新聞に出ておりました。読売新聞のですね、朝刊の31ページだったんですけれども、「災害時避難の要支援者名簿、21市町村完成」、そこで完成済みと作成中の中ですね、我が町も今作成をしていると。ああこのことだなあというふうに、こうしたわけなんですけれども、そこで質問は要するにどういうシミュレーションで今後会議がなされていくのか、会議のメンバー等のほうもあろうと思いますが、その計画の今後何回ぐらいなのか、そういう具体的なシミュレーションをお願いしたいというふうに思います。また、いつ頃、年度内に完成をするようになっておりますので、いつ頃完成するのかということも含めてお願いします。

そして、この防災マップが新しく3月、今年また配られたんですけれども、この54ページと55ページに、災害時の避難のポイント、あるいは地域ぐるみで支え合いましょうということで、この避難行動要支援者にやさしいまちづくりというものも書いてあります。これは健康福祉、住民生活課のみならず、やはり防災担当のほ

うも関わりを大きな関わりをもっておる事業、今後ですね、災害に備えてのことで、地域から私も大分、大水とか出たとき自主避難をするためには、もう消防団は出ていると。地域で残っている人が要支援の方々の避難をするには、どうして具体的にどうすればいいのか、把握はどうかという、この自助の捉え方でこういうふうになったというふうに思いますので、そのところも今後周知をしなければいけないというふうに自主防災の中でですね、消防の組織だけじゃなくして、地域に下ろしていかなければいけないと思いますので、関連として今後そういう要支援の方々の名簿が出来ましたら、そういう地域に下ろしてですね、訓練とか、その避難の状態とか、いろいろあろうと思いますけれども、そのことも踏まえて、総務課のほうからもお答えいただければと思いますが。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） それでは、冒頭ありました御質問についてお答えします。

8 ページの款 6 商工費、委託料 6 4 4 万 3, 0 0 0 円の内容につきましては、都市公園として指定されております芦北海浜総合公園の施設、遊具の改築についての国からの助成 2 分の 1 となっております。以上です。

○議長（寺本修一君） 宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） それでは、名簿作成の状況等につきまして、私のほうからお答えいたします。

まず、名簿作成につきましては、国の取組指針の中で対象者の範囲について要件を設定すると、定めるということになっております。このことにつきまして、今現在の災害時要援護者避難支援対策協議会というのがございまして、その中で 6 月 5 日に検討いただきまして、その範囲としまして、避難能力の観点等からですね、要介護の 3 から 5 の認定を受けている人とか、あるいは身体障害者手帳の 1 級を所持している人とか、そういった方々を範囲として定めております。ただ、その中で名簿登載に同意されない方につきましてはですね、家族の方が避難支援ができると、そういう方々もおられますので、あるいはどうしてもという方もおられます。そういう方々につきましては、名簿登載を行わないということで、対象となる範囲の方々についてはですね、協議会の中で一応了承をして、町として決定をしたということでございます。

現時点では大体約 9 0 0 名ぐらいの方々を想定しております。今後、対象者の抽出と、それから町民の皆さん方へのお知らせ、同意確認の事務手続き等を踏まえて、1 0 月ぐらいまでにはですね、作成して、併せて支援体制のほうも整備する予定でございます。

それから、現時点でも芦北町のほうでは災害時要援護者の登録制度がございまして、その中でも現時点で117人の方が登録をされているということでございます。

それから、協議会のことに関しましてですけれども、災害対策基本法が昨年の6月に改正されて、今お話のとおり、平常時から名簿情報をですね、防災関係者あるいは支援者のほうへ提供できるようになったということでございますけれども、やはり今後この名簿情報をもとに、いかに実効性のある避難支援に結びつけていくかというのが今後の課題になるということでございます。提供する情報の内容とか、情報の伝達あるいは避難支援者の確保、支援方法、安否確認などの個別の支援計画を策定する必要があると。また、その災害時だけではなく、平常時のそういう支援体制づくりについてもですね、検討をしていく必要があるということで、本協議会を設置するものでございます。

協議会の組織につきましては、今ございます災害時要援護者避難支援対策協議会の組織をもとにしまして、その中に避難行動支援に関わる、その取組指針にもありますけれども、避難支援の関係者等もですね、その中に入っていて、御協議をしていただきたいというふうに考えておりまして、防災関係者、民生児童委員協議会、身体障害者福祉連合会、あるいは老人クラブ、そして自主防災組織、また地域包括支援センターの職員等も含めましてですね、全体で15人程度の委員で組織をしたいというふうに思っております。協議会は3回ほど開催し、先ほどお話ししましたけれども、10月頃までを目処に支援計画を策定できればというふうに考えております。以上です。

○議長（寺本修一君） 早川総務課長。

○総務課長（早川純一君） ただいま福祉課長のほうから説明がありましたとおり、本協議会の意見を待ってですね、具体的な支援方を計画していくような形になりますので、その意見がまとまりますとですね、それを住民への周知を図っていくというような形になろうかと思います。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。寺本順一君。

○4番（寺本順一君） 商工観光課長、答弁は結構でございますけれども、先ほどの説明の中で若干理解しがたい部分があったので。芦北海浜総合公園については、国交省の海浜公園ですね、公園として国交省の中で実施されたやつ。一方、御立岬公園については、これは労働省とか建設省、農水省、もろもろのいろんな事業を組み合わせ、言うなれば一般的な公園であるわけでございます。だから、できないということを申し上げると、ただ一方的に国交省の事業でもともとやった事業であるから、この補助事業が対象になるけれども、御立岬公園のほうはできないん

ですかという質問でございましたので、御立岬公園については一般公園という位置づけでございますのでできませんと、私はそう思っておるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（寺本修一君） 園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 確かに、御立岬公園につきましては、一般の公園という位置づけというふうに認識しております。海浜総合公園につきましては、都市公園として位置づけをされておりました、今回のこの事業が国土交通省のこの事業につきましては、都市公園のみを対象としている補助事業でございます。そういったことを一応お伝えをしたところでございます。

○議長（寺本修一君） 寺本順一君。

○4番（寺本順一君） だから、御立岬公園については一般公園だからできないということですね。そこまで言わんと、平松議員の質問は、この事業でできないのかというような質問じゃなかったのかと思うので、やっぱりそこまでちょっと比較されたほうがよかったんじゃないかと思うんですけども、以上です。

○議長（寺本修一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第37号 芦北町総合計画策定条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第9、議案第37号「芦北町総合計画策定条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） それでは、議案第37号、芦北町総合計画策定条例の制定について御説明を申し上げます。

これまでの総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、議会の議決を経て策定をいたしておりましたが、平成23年5月の地方

自治法の一部改正によりまして、法的な義務付けが廃止されております。そのため、総合計画を策定するかどうかは、町が判断するということになりましたが、総合計画は従来から町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものでありますことから、基本構想及び基本計画の策定並びに策定する際の手続きにつきまして、地方自治法第96条第2項の規定に基づき条例を制定するものであります。

まず、第1条に趣旨として、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとしております。

第2条に定義としまして、総合計画基本構想、基本計画、実施計画の用語の意義について。第3条では総合計画策定審議会への諮問を。第4条では議会の議決として基本構想及び基本計画を策定しようとするときは議会の議決を経るものとする規定を。それから第5条では実施計画の策定について。第6条では総合計画の公表について。第7条では総合計画との整合性について。第8条では委任についてをそれぞれ規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第38号 芦北町振興計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第10、議案第38号「芦北町振興計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。寺川企画財政課長。

○企画財政課長（寺川健一君） 議案第38号、芦北町振興計画策定審議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本件につきましては、芦北町総合計画策定条例の制定に伴い、当審議会条例が芦北町総合計画策定のための審議会条例であることを明確にするために、条例中の「振興計画」を「総合計画」に改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第39号 芦北町観光うたせ船保存条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第11、議案第39号「芦北町観光うたせ船保存条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。園川商工観光課長。

○商工観光課長（園川民夫君） 議案第39号、芦北町観光うたせ船保存条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本件につきましては、芦北漁業協同組合と田浦漁業協同組合の合併に伴い、平成26年4月1日から「芦北町漁業協同組合」と名称を変更されたことによるもので、主な内容は第2条中「芦北漁業協同組合」を「芦北町漁業協同組合」に、第8条第1項第1号中「芦北漁業協同組合長」を「芦北町漁業協同組合長」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の芦北町観光うたせ船保存

条例の規定は平成２６年４月１日から適用することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第３９号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第４０号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（寺本修一君） 日程第１２、議案第４０号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 議案第４０号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

記載の広瀬団地につきましては、木造建築物の耐用年数３０年を大きく上回り、築４９年が経過しております。昨年１月に退去者があり、空き家となっておりますので、周辺住民に対する安全性等を考慮し、今回１戸を取り壊すために条例の一部を改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。11時10分から再開します。

—————○—————

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

—————○—————

○議長（寺本修一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

—————○—————

日程第13 議案第41号 あらたに生じた土地の確認について

日程第14 議案第42号 字の区域の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第13、議案第41号「あらたに生じた土地の確認について」から日程第14、議案第42号「字の区域の変更について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。

質疑は、説明が終了した後、一括して行います。

本案について説明を求めます。山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 議案第41号、あらたに生じた土地の確認について並びに議案第42号、字の区域の変更について、一括して御説明申し上げます。

添付しております位置図及び区域図を御覧ください。

この土地は、熊本県が施工する県道二見田浦線の道路改良工事にかかる公有水面の埋立てにより生じた土地で、上井牟田集落先字水尻から字獨塩屋と字棕野の字界までの約1,200m区間の埋立地です。

本区間は、平成14年に埋立免許が取得され、平成20年度に工事着手、平成25年3月に工事が完了し、現在既に供用されております。

県において、平成26年3月に公有水面埋立ての竣工認可が正式に許可されたことに伴い、今回あらたに生じた土地として確認するものです。

あらたに生じた土地の面積は、1万2,208.47㎡です。

また、あらたな土地が生じることによる字の区域の変更につきましては、本区域

は大字井牟田の2字にまたがっておりますので、議案第42号に示しておりますとおり、字水尻に6,533.86㎡、字獨塩屋に5,674.61㎡を編入することとします。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第13、議案第41号から日程第14、議案第42号まで、順次、討論を行い、採決します。

日程第13、議案第41号「あらたに生じた土地の確認」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第42号「字の区域の変更」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第43号 字の区域の変更について

○議長（寺本修一君） 日程第15、議案第43号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは、議案第４３号、字の区域の変更についてを御説明をいたします。

本議案は、県営中山間地域総合整備事業で、ほ場整備をいたしました田浦鶴田工区におきまして、従来の土地の区画が変更されたため、地方自治法第２６０条第１項の規定に基づきまして、字の境界を変更するものです。

田浦鶴田工区は、中山間地域総合整備事業、いわゆる七浦地区において平成２５年度に工事が完成をしており、平成２６年度に換地を計画していることから、字界の変更が必要となります。

工事の施工面積は３．８haです。添付図面があると思いますが、その添付図面を御覧いただければと思いますが、緑色の着色部分の農地及びその区域に含まれます道路、水路、合計２haが田浦字小群河内から田浦字鶴田に編入をされます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第４３号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第４４号 町道の路線廃止について

日程第１７ 議案第４５号 町道の路線認定について

○議長（寺本修一君） 日程第１６、議案第４４号「町道の路線廃止について」から日程第１７、議案第４５号「町道の路線認定について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第３６条の規定により一括議題とします。

質疑は、説明が終了した後、一括して行います。

本案について説明を求めます。山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 議案第４４号、町道の路線廃止について並びに議案第４５

号、町道の路線認定について、一括して御説明申し上げます。

まず、町道の廃止についてですが、議案に上げております2路線につきましては、熊本県が実施する中山間総合整備事業で道路改良が計画されており、事業実施にあたり採択要件上、農道として位置付ける必要があるため、事業が完了するまでの間、一旦町道を廃止するものです。廃止区間は、町道福浦線が起点から終点までの区間584.8m、町道古寺川内線が起点から終点までの区間118.5mです。

次に、町道福浦線の認定についてでございます。先ほど申し上げました中山間総合整備事業の区間以外の区間が長いため、町道として管理することが適当であり、終点を変更し、再認定するものです。あらたに認定する区間は368.7mです。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから日程第16、議案第44号から日程第17、議案第45号まで、順次、討論を行い、採決します。

日程第16、議案第44号「町道の路線廃止」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第45号「町道の路線認定」について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり

り可決されました。

ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

[議案配付]

○議長（寺本修一君） 配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

日程第 18 同意第 2 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（寺本修一君） 日程第 18、同意第 2 号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

住所、芦北町大字道川内 179 番地、氏名、江上繁。

御承知のとおり、本町職員でございまして、略歴を申し上げますと、昭和 53 年 4 月、旧芦北町職員に採用されてから、36 年の職員歴を有しており、この間、建設課をはじめ、企画課、農林水産課、地籍調査課等々を歴任し、本年 4 月 1 日から税務課長であり、行政全般に精通しております。

このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするわけでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから同意第 2 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号は原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 19 意見第 1 号 公有水面埋立について

○議長（寺本修一君） 日程第 19、意見第 1 号「公有水面埋立について」を議題とします。

本案について説明を求めます。山元建設課長。

○建設課長（山元信作君） 意見第 1 号、公有水面埋立について御説明申し上げます。

本事業は、熊本県が施工します。県道二見田浦線の井牟田及び二見工区の道路改良工事にかかる公有水面の埋立てでございます。

事業の概要について御説明いたします。埋立ての区域は、別添図面のとおり、芦北町大字井牟田字棕野地先から八代市二見洲口町字明神田地先までで、総埋立面積は 3 万 4,099.06㎡でございます。そのうち 2 工区、3 工区は八代市区域で、芦北町区域の埋立面積は図面 1 工区の 9,783.33㎡となります。

県によりますと、今後の事業計画としまして、埋立許可の取得後、今年度から工事に着手し、3 年で芦北町区間を、その後 7、8 年で八代市区間までを完了したいとのことでした。

工事区間の道路延長は、芦北町区間で約 300m、幅員は 5.5m の計画でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（寺本修一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 討論なしと認めます。

これから意見第 1 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、意見第 1 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 20 議員派遣の件

○議長（寺本修一君） 日程第 20「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生ずる場合には、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任することで決定しました。

—————○—————

日程第21 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第22 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第23 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第24 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（寺本修一君） 日程第21から日程第24までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の申出書のとおり提出されております。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺本修一君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第3回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

—————○—————

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員